

## Ⅱ. 埼玉県総合リハビリテーションセンター褥瘡対策委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）に入院している患者、施設入所者及び通院している患者を対象に褥瘡の予防と、褥瘡発生時の早期治療をめざした褥瘡対策を図るため、センター内に褥瘡対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において褥瘡とは、皮膚等が過剰な接触圧などの理由により、発赤や水疱形成、潰瘍形成した状態をいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項の審議を行う。

- 一 褥瘡発生防止のための調査に関すること。
- 二 褥瘡治療に関すること。
- 三 褥瘡対策に関する各職種の役割、連携に関すること。
- 四 褥瘡対策に関する啓発に関すること。
- 五 その他褥瘡対策に関すること。

(組織)

第4条 委員会は次に掲げる職にある者をもって組織する。

- 一 専任医師
- 二 専任看護師（皮膚・排泄ケア認定看護師、各病棟看護師）
- 三 健康支援担当看護師
- 四 薬剤師
- 五 管理栄養士
- 六 理学療法士
- 七 作業療法士
- 八 医事担当職員（4月・3月・必要時出席）
- 九 診療放射線技師

(委員長・副委員長)

第5条 委員長は、専任医師とする。

- 2 副委員長は、専任看護師（皮膚・排泄ケア認定看護師）とする。
- 3 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、議長となる。

- 2 会議は、原則として毎月第3木曜日15時より開催する。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を認めることができる。

(報告・意見)

第7条 委員長は、委員会の協議結果をセンター長に報告するものとする。

2 委員長は、必要と認めるときは、褥瘡対策に関する情報をセンター内に提供することができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、管理・業務部医事担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、センター長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は平成14年9月1日から施行する。

この要綱は平成15年2月12日から施行する。

この要綱は平成16年3月11日から施行する。

この要綱は平成17年12月1日から施行する。

この要綱は平成19年3月22日から施行する。

この要綱は平成20年3月24日から施行する。

この要綱は平成21年3月24日から施行する。

この要綱は平成22年3月29日から施行する。

この要綱は平成23年3月31日から施行する。

この要綱は平成25年4月12日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年3月22日から施行する。

この要綱は平成28年11月24日から施行する。

この要綱は平成30年3月20日から施行する。

この要綱は平成31年3月20日から施行する。

この要綱は令和3年12月23日から施行する。